

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 11 月 19 日（水） 午前 10 時 00 分～午後 1 時 21 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり なかじま和代
欠 員	2 人
職務のため出席した者の職氏名	議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会について

ア 議員提出議案について

- ・ 意見書案第 2 号学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について

＜説明：なかじま委員＞

（委員長） 意見書案第 2 号について、委員会付託省略としてよいか。

＜異議なし＞

イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・ 発言通告 個人質問 15 人
- ・ 12 月 3 日（水） 5 人、4 日（木） 5 人、5 日（金） 5 人

（委員長） 質問通告書の内容について意見はあるか。

＜意見なし＞

（委員長） 一般質問の順序及び日程案について、説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

ウ 陳情について

＜説明：事務局＞

- ・ 陳情第 3 号地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情（陳情文書表及び陳情書のとおり）

提出者の趣旨説明なし

(委員長) 陳情書の内容について、確認事項等はあるか。

＜意見なし＞

(委員長) 審査する委員会については、総務くらし建設委員会でよいか。

＜異議なし＞

- ・ 亜炭坑リスク解消にむけた「特別委員会」を、別途設置する請願（陳情）

(委員長) この文書の取扱いを決める前に、提出の経緯を事務局から説明願う。

(事務局) 提出者から文書の提出があった際、「請願（陳情）」となっている部分について、請願として提出するのであれば「陳情」を削除し、陳情として提出するのであれば「請願」を削除していただきたいこと、また、請願の場合は紹介議員名を記載する必要がある、陳情の場合は紹介議員欄を削除していただきたいことを、何度もお伝えした。しかし、内容を整えた形での再提出はしていただかず、18ページにある『請願（陳情）』は『陳情』と読み替えて対応してほしい」という旨の別の文書が届いた。

(委員長) 文書の体裁について、提出者と事務局間で説明のようなやり取りがあったということだが、どのように取り扱うのがよいか。

(副委員長) 請願にしても陳情にしても、提出する権利は当然市民にあるわけだが、文書に記載すべき内容を含め、ある程度の書式のようなものは決まっている。事務局から依頼した修正点は特別難しいことではなく、修正して再提出しない理由が分からない。どんな書きぶりの文書でも「請願」や「陳情」として通してしまうと、今後、不都合が出てくるかもしれない。

(なかじま委員)

確認だが、提出者は「請願（陳情）」という文言での提出を望んでおり、「陳情」にはできないという意味だったのか。

(事務局) 紹介議員をお願いできる議員がいなかったことだったので、陳情として提出するように話をしたところ、「陳情」と読み替えて対応してほしい旨の文書が届いたことから、提出者は陳情の意味合いで提出していると思う。

(なかじま委員)

審査することになったとして、提出者本人の趣旨説明の希望はあるか。

(事務局) 希望されている。

(木村委員) 「陳情」と読み替えて対応してほしいと言うなら、「陳情」と修正して提出していただくのが正しい方法だと思う。

(委員長) 今回の文書は陳情として取り扱わないこととし、内容を修正して整えた上で次回定例会の締切日までに提出していただければ、正式に陳情として受け付けることとしてよいか。

＜異議なし＞

今回の文書は、意見書と同じ扱いで全議員に回覧するということでよいか。

(なかじま委員)

本委員会の資料として既に全議員に共有されているので、改めて回覧する必

要はない。また書面から、提出者は文書作成に長けていると思われるが、請願と陳情の違いを理解された上で、さほど難しくない文書の修正をせずに「読み替えて対応してほしい」としている。他の市民は、事務局からの修正依頼に応じて文書を整えて提出しており、受ける側も一定のルールを持っている以上、安易に対応すべきではない。意見書として取り扱うことも賛成できない。

(委員長) 全議員に回覧したところで、提出者の本意ではないかもしれない。先ほど決定したとおり、内容を修正して整えた上で次回定例会の締切日までに提出していただければ、正式に陳情として取り扱うこととする。

(なかじま委員)

関連して、私は、請願の紹介議員は趣旨を理解し、説明責任を果たせる議員がなるものと理解している。そのため、紹介議員にはなれないと判断する場合もあれば、提出を希望する市民の意図をなるべく酌みつつ、私自身が賛成できない文言などの訂正や必要な加筆をお願いし、納得できる内容になった上でなら紹介議員になれると考えているが、市民に対して伝えづらいこともある。

現在の市議会ホームページでは、請願は「議員の紹介が必要です。」という一文しか記載していない。紹介議員とは何かの説明として、「請願の趣旨を理解し、説明責任を果たせる議員」というような記載を補足してはどうか。

(委員長) 紹介議員は請願者に代わって趣旨を説明し、議員からの質問に答え、理解を求める場面が多々ある。請願者と同じくらいの知識や情報を持って臨まない、その請願を台無しにしてしまうかもしれず、責任のある立場だと思う。

ホームページの記載内容ということで、広報広聴協議会広報部会で先に検討していただくのがよいか。

(なかじま委員)

本委員会で説明を補足する許可をもらえれば、11月から12月にかけて開く広報部会で文言を整理してホームページを更新できる。

請願は本会議に上程され、紹介議員が質疑を受ける。その後委員会に付託して審査し、最終的には、本会議で採択・不採択の議決をする。このような全体の流れについても市民にあまり理解されていないと思うので、補足して周知した方がよいと思う。

(委員長) 請願の審査の流れや紹介議員についての説明をホームページに補足することについて、意見はあるか。

(わたなべ委員外議員)

請願の提出を希望する市民がまず相談する先としては、議会事務局もしくは議員のどちらが多いのか。

(委員長) ケースバイケースではないか。例えば、ある地域特有の問題について請願を提出したい場合は、その地域に住む議員に相談されることも多いだろうし、市全体や全国的な施策に対するような内容であれば、議会事務局に相談されるかもしれない。まず議会事務局に相談があって、その方のお住まいの地区に住む議員を紹介することもあると思う。

(副委員長) ホームページ上の説明の補足が必要かどうかをこの場で決めて、必要とする

なら、広報部会で記載する文言を検討すればよい。補足の要・不要について委員の意見を聞きたい。

(大島委員) 請願の内容は、国や県の施策に対するものから市に対するものまで幅広く、説明を補足するにしても簡潔に表すのは難しいのではないか。「請願」についての一般的な説明なら記載してもよいと思うが、市民の理解が得られるかは分からない。

(木村委員) なかじま委員の意見はとてもよく分かるが、ホームページへの記載はシンプルな形がよい。

(なかじま委員)

他市議会のホームページを見ると、「地方自治法に基づき、紹介議員が必要」という旨の簡潔な記載が多いので、紹介議員についての詳細な説明は補足しないこととしても、名古屋市会のホームページでは「本会議で質疑がある」ことが記載されており、本市議会でもこの一文と、審査の流れについては補足したい。

(木村委員) それでよいと思う。

(なかじま委員)

補足することで決定なら、広報部会で記載する文言を検討し、12月定例会の最終日に行う広報広聴協議会で提案できるように進めたい。

(大島委員) 広報部会員にはこれまでの議論を共有できていないので、補足することになったいきさつを踏まえた検討ができない。記載する文言についても、次回の委員会で提案してもらって決めるべきである。

(なかじま委員)

次回の委員会までに広報部会の開催予定は1回しかなく、部会内で検討結果を詰めることは難しい。次回の委員会で、私個人から文言の提案をするということではどうか。

(大島委員) 本委員会で記載する文言を決めて、広報部会に伝えればよいのではないか。

(委員長) ホームページの内容を決めるのは、あくまでも広報広聴協議会である。

(大島委員) それは縦割り過ぎると思う。

(委員長) 補足するかどうかの方針は本委員会で決め、実際に記載する文言については広報部会で話し合ってもらい、広報広聴協議会で決定する。

(わたなべ委員外議員)

基本は、市民が請願や陳情の提出を考えたときに、正しい理解をしていただけるような形でホームページに記載するということではどうか。

(委員長) そのとおりである。全ての説明を網羅することはできないと思うが、ある程度の基準は記載しておくのがよい。

エ 議事日程について

<変更点の説明：事務局>

- ・第1号 意見書案第2号（議案上程、提案者の説明、議案質疑、討論採決）
- ・第3号～第5号 一般質問の質問順決定

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和8年第1回定例会の日程について

＜説明：事務局＞

・第1回定例会2月19日から3月17日までの27日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜休憩：午前10時54分＞

＜再開：午前11時05分＞

(3) 市議会申合せ事項及び運営上の先例集の改正について

(委員長) 前回の委員会では、正副委員長で作成した改正案を基に「議会運営委員会に関する申合せ事項」の「2 委員の選任」について協議し、おおむね賛同が得られたが、会派「香流」は賛成できないということであった。desknet'sNEO電子会議室上に会派「香流」から改正案が提案されているので、説明願う。

(香流) 議会運営は、その時の議長の裁量ではなく、全議員による合意形成のルールに基づいて行われるべきであるという立場で、会派「香流」から改正案を提案する。

議員は全て、議会の構成員として潜在的に委員資格を有するものと考えてるが、前回の委員会で提示された改正案の2(1)「原則として会派に所属する議員で構成する」や、(2)「会派を解散または脱会したときは委員資格を失う」、(3)「会派に所属しない議員は発言はできるが採決には加わらない」といった規定は、会派に所属しない議員の委員資格を事実上制限する内容である。議会運営委員会は法令上、議会の内部機関であり、会派に所属しないことを理由に委員資格を失うという取扱い、議員の平等な議会活動の権利を侵す危険があると考えるので、会派「香流」として次のとおり改正案を提案する。

2(1) 各会派の所属議員数に概ね比例して、議員全体から選出する。

(2) 会派に所属しない議員がいる場合は、議長が議会の公正を保つよう配慮の上、会派代表者会議において委員数を協議する。

(3) 会派構成に変更があったときは、その都度会派代表者会議で協議の上、調整する。

また、会派代表者会議についての懸念もあるため、合わせて説明する。現在の「長久手市議会運営上の先例」では、会派代表者会議は「議長が会派相互の連絡調整を図る必要がある場合に開催する」として、連絡調整を目的とする協議機関として位置付けられている。現状、会派に属さない議員が議長裁量により排除されていること、協議内容・結果が記録として残されていないこと、協議結果が議会運営委員会や全員協議会などで正式に報告されていないことから、議会の合意形成の過程が不透明で、議長個人の判断に依存する運営となってい

る。この問題点を踏まえ、以下、「長久手市議会運営上の先例」第12章の「6 会派代表者会議」について、会派「香流」として次のとおり改正案を提案する。

- 6(1) 議長が議会運営に関して、会派相互及び会派に所属しない議員との調整を図る必要がある場合に開催する。
- (2) 会派代表者及び会派に所属しない議員の代表をもって構成する。
- (3) 会議の概要および協議結果は、議会事務局が記録し、議長が確認の上、議会運営委員会または全員協議会で報告・確認する。

(委員長) 会派「香流」の改正案について、意見はあるか。

(副委員長) 確認だが、会派「香流」は、本市議会が会派制を取っていくことについては、異論はないということによいか。

(香流) 議会基本条例に規定されていることであり、異論はない。

(副委員長) 会派「香流」の「議会運営委員会に関する申合せ事項」の改正案2(2)「会派に所属しない議員がいる場合は、議長が議会の公正を保つよう配慮の上、会派代表者会議において委員数を協議する」について、会派に所属しない議員が1人であっても、会派に所属しない議員から選出する委員数を協議するということか。

(香流) 会派に所属しない議員が1人であろうと、協議すべきである。そもそも、現状は会派に所属しない議員が会派代表者会議に出ていないので、会派に所属しない議員の代表も出るべきだと考える。

(副委員長) 2(1)の「各会派の所属議員数に概ね比例して」の部分は、私は、8人の委員定数を会派の所属人数によって振り分けるということであって、基本的には会派から委員を出すという意味合いで捉えてきている。議員全体から選出するという意味合いなら、「各会派の所属議員数及び会派に所属しない議員数に概ね比例して」という表現になるのではないか。

どちらにしても、会派に所属しない議員が1人でもいればその委員数を協議するかどうかは別の話である。極端な例で考えれば、議員定数18人のうち議長を除いた17人でできる会派は最大八つになり、それぞれの会派から1人ずつ委員を出せば委員定数の8人になるので、会派に所属しない議員が1人いたとしても委員になる余地がない。会派代表者会議で委員数の協議をした結果、そういう結論にもなりうるし、会派に所属しない議員が多数いれば、何人かは会派に所属しない議員から選出しようという結論にもなりうる。

(香流) 以前は、会派に所属しない議員が少ないときでも、ある一定の人数が委員として選出されていたので、私は「各会派の所属議員数に概ね比例して」の文言が、会派に所属しない議員を排除する意味合いのものとは捉えてこなかった。しかし、今年5月の議会人事の直後に「会派に所属しない議員は議会運営委員会の委員になれない」という解釈をされた方々がいたので、会派「香流」として、議員全体から委員を選出すべきであることと、議会人事を協議する場である会派代表者会議に、会派に所属しない議員も入る権利があることを主張しているのである。そして、会派代表者会議の協議結果が全議員で正しく認識されるように、議事録作成の必要性を訴えている。

(副委員長) 会派代表者会議の協議内容については、決まったことだけではなく、その結論に至った経緯なども全議員に共有されるべきであることは確かだが、会派に所属しない議員が会議に参加するかどうかは別の話だと思う。

「各会派の所属議員数に概ね比例して」について、会派「香流」は「会派に所属しない議員を排除するものではない」という意味合いで、その他の会派は「基本的には会派に所属する議員から委員を決める」という意味合いで捉えており、その違いが今年5月の議会人事の直後に起こった問題の原因でもある。そもそもは「会派制」の捉え方であり、これが定まらなると議論が進まない。

(木村委員) 議会運営委員会は、会派に所属する議員で構成されるものだと思っている。正副委員長からの改正案では、会派に所属しない議員の人数が議員実数の3分の1以上のときは、委員として選出するかどうかを協議して決めるとされており、このとおりでよいと考える。

(川合委員) 会派制を取っている以上、議会運営委員会は会派に所属する議員で構成することになると考えるし、会派に所属しない議員が意見を述べたり情報を共有する目的として、委員外議員の形で出席を認めている。

もし会派「香流」の意見のように、会派に所属しない議員が1人であっても委員選出について協議すべきという考え方をするなら、議会運営委員会のあり方から話し合わなければならない。

(わたなべ委員外議員)

委員外議員として出席することで、議会運営という市議会の中心部の情報が、会派に所属しない議員にも行き渡る。市議会の構成員である連帯感も感じられるので、この立場は大事である。

(なかじま委員)

わたなべ議員は委員外議員の立場でよいという意見かもしれないが、過去の委員構成を確認すると、平成27年は会派に所属しない議員5人中の1人、平成28年は4人中の1人、平成29年・平成30年は3人中の1人が委員になっている。令和元年の改選後は会派に所属しない議員が7人と多くなり、そのうち3人が委員になっている。このような過去の運用から、会派に所属しない議員は当然委員になれないということはないと理解しており、「各会派の所属議員数に概ね比例して」の解釈も、会派に所属しない議員を排除する意味合いで捉えるのは問題だと思っている。

(大島委員) 会派は志を同じくする議員で組むので、改選後すぐには組めないときがある。令和元年の改選後は会派に所属しない議員が7人と多かったため、その時の議長の下、会派代表者会議で話し合って3人を委員として選出してもらえた。その時々状況に応じて、どんな形がよいか話し合って会派制を成熟させてきた、進化の歴史だと思っている。今この段階で「議員全体から選出する」と方針を変えることは、全てをひっくり返すことになる。

(なかじま委員)

平成29年・平成30年の会派に所属しない議員は3人で、議員全体の6分の1に当たるが、そのうち1人が委員になっている。会派に所属しない議員が多い

から選出されたというわけではない。

正副委員長の改正案では3分の1以上とされているが、会派に所属しない議員が6名以上にならないと協議の土台にも乗らないことになる。会派に所属しない議員の人数に関わらず、会派代表者会議で委員の選出人数割合について協議すべきである。

(副委員長) 正副委員長で改正案を作成した時に、2(4)として「会派に所属しない議員の人数が議員実数の3分の1以上のときは、委員として選任するかどうかを、会派代表者会議において決定する。」という項目を入れたのは、むしろ会派に所属しない議員を排除しないためであり、会派に所属しない議員が多くなっても、会派の所属議員だけで委員を占めてしまうことがないようにという意図である。

「3分の1以上」については、現状から考えた数字である。今年9月ににしだ亮太議員が会派「香流」を脱会し、会派に属さない議員が議長を除いて4人になったが、その時の会派代表者会議では、会派に属さない議員から委員を選出すべきというような意見は出なかった。議長を除き、会派に所属しない議員が5人になった場合、議員実数15人に対する割合としては3分の1に当たるので、「3分の1以上のとき」とした。

(わたなべ委員外議員)

若い議員が生き生きと活動できるようにし、育てていくという意味では、会派を組まなくても委員として、発言権・表決権をともに持って出席できるとよいと思う。

(議長) 私は、おおむね正副委員長の改正案のとおりでよいと考えている。決して会派に所属しない議員を排除する文言にはなっていない。「3分の1」という割合については、もう一度議論していただきたい。

(委員長) 正副委員長からの提案としては、先ほど副委員長が説明されたように、現状から考えて「3分の1以上のとき」とした。過去からの経緯も踏まえ、どのような割合がよいか。

(なかじま委員)

そもそも、先に2(3)で「会派に所属しない議員は代表1人が委員外議員として出席する」とされていることに非常に抵抗感があり、2(3)は不要だと考える。

2(4)の割合については、過去からの経緯を踏まえるなら6分の1程度とするのがよいと思うが、6分の1にならないと会派に所属しない議員が委員になれないのがそもそもおかしいと考えるので、2(1)の「原則として会派に所属する議員で構成する」に会派に所属しない議員も含めるなら、それでよい。

2(2)については、「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う」のではなく、会派構成に変更があったときは、まずは会派代表者会議で協議・調整することとするのがよい。

(委員長) 「委員の資格を失う」の部分については、前回の委員会で会派「翼」からも意見があった。

(大島委員) 前回の委員会で述べたのは、本市議会は会派制を前提としているので、議会運営委員会は会派に所属する議員で構成するのが原則であると考えており、会

派に所属しなくなった議員は欠格事由に該当するとすれば「委員の資格を失う」という文言の記載自体が不要で、辞職の届出も不要の取扱いになるのではないかと、との提案である。

今年5月の議会人事の直後に「各会派の所属議員数に概ね比例して」の解釈に相違があったわけであり、「原則として会派に所属する議員で構成する」とした2(1)は最も大事である。また、改選後間もなくの時期には議員同士、志や考え方が分かるまで会派を組めず、会派に所属しない議員が多くなる場合もあって、2(4)で割合を定めて委員に選任することができるようにしている。過去には私も委員として選任してもらった。人数が割りきれない場合も考慮して、「～以上」ではなく「～を超える」の表現の方がよいと思う。

(委員長) 整理すると、2(1)については正副委員長の改正案のとおりで賛同が得られたと認識する。2(2)についてはどうか。

(なかじま委員)

会派構成に変更があったときは、そのままにしないで人数割りを改めて協議すると定めることはよいと思う。「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」という一文を削除するなら、その後の文章は問題ない。

(大島委員) 2(1)で「原則として会派に所属する議員で構成する」とした。この文言で、「会派に所属しない議員は欠格事由に該当する」と読み取るという合意が得られるなら、2(2)に「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」の一文はなくてもよい。

(なかじま委員)

会派の解散や脱退が、すなわち委員の資格を失うことになるとは思わない。会派構成に変更があったときは、その都度、まずは議会運営委員会で諮り、そのまま委員を務めてもらう判断がされることがあってもよいと考える。

(事務局) 会派構成が変わったときに人事について協議・調整する場合は、議会運営委員会ではなく会派代表者会議ではないか。

(大島委員) 議会運営委員会は議会内の一委員会であって、人事構成を決めるのは会派代表者会議である。

(なかじま委員)

会派代表者会議に、会派に所属しない議員も出席できるようにし、また、議事録を残すことが前提と考える。

(木村委員) 過去は過去として、会派制を取っている本市議会が今、目指している議会運営委員会のあり方がどのような形なのか、意思が同じにならないとまとめられない。

(委員長) 2(2)「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」の一文をどうするか。

(大島委員) 2(1)の文言で自動的に資格を失うことが読み取れるなら不要である。

(副委員長) 大島委員は、会派に所属しなくなったときは委員ではなくなるという考えが前提としてあるということによいか。

(大島委員) そのとおりである。

(なかじま委員)

私はそうは思わない。会派に所属しなくなったとしても、会派代表者会議での協議の結果、委員の資格を持ったままでよいと決定されることもあると思うので、会派の解散・脱退がそのまま資格喪失につながるようなルールには反対である。少なくとも今までは、「会派構成に変更があったら、その都度会派代表者会議を開く」ということ自体、ルールがなかった。今後はその都度会派代表者会議を開催するのであれば、会議での協議結果によって必要な手続きを取ればよいと考える。

(議長) 会派に所属しなくなったときは、いったん委員を辞任する。その後会派代表者会議で、会派に所属しない議員から委員を選任する方針が決まれば、改めて誰かが委員になるということにより私は考える。多数決を取ってほしい。

(委員長) 「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」の一文を削除することについて、大島委員となかじま委員で考え方の前提が違っているので、決の取りようがない状況である。

(事務局) 2(1)は正副委員長の改正案どおりで決まったと認識しているが、「原則として」の解釈に違いがあって、2(2)の判断ができない状況なのではないかと思う。

(大島委員) 解釈の仕方が曖昧になるのであれば、2(2)の「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」の一文はあった方がよい。

(議長) 先ほど多数決を取ってほしいと言ったのは、会派に所属しなくなったときは委員を辞めることとするか、なかじま委員の意見のように、まず会派代表者会議で協議して、その結果によって取扱いを決めることとするか、どちらかを諮ってほしいという意味である。

(委員長) 理解している。2(1)と(2)はセットだと考えるので、合わせて多数決を取る。2(1)と(2)について、正副委員長の改正案に賛成の委員は挙手願う。

挙手：副委員長、大島委員、川合委員、木村委員

(委員長) 2(1)と(2)は正副委員長の改正案どおりとする。

2(3)と(4)についてはどうか。

(大島委員) 2(4)の「3分の1以上」という割合については、現状に沿った数字になっているのでこのとおりでよいが、「以上」ではなく「を超える」にした方がよい。また、「(会派に所属しない議員の人数、議員実数ともに議長は除く)」の部分は、議長について定めている3の項目に移動した方がよいのではないか。

(木村委員) 3分の1の計算をするときに、人数に議長を含めないということで、2(4)に書いてあるのではないか。

(委員長) そのとおりである。

(なかじま委員)

「3分の1以上」でも「3分の1を超える」でも、割合が少なすぎる。

(事務局) 「以上」と「を超える」の考え方は、例えば18人の3分の1は6人であるが、「3分の1以上」は6人の場合も該当し、「3分の1を超える」の場合は6人の場合は該当しないことになる。また、3分の1にしたときに割り切れず、例え

ば5.5人になった場合、「3分の1以上」は5.5人より大きく一番近い整数で6人となる。

(事務局) 整理すると、議員定数は18人だが、議員実数は2人欠員の16人であり、議長を除くと母数としては15人である。仮に割合を「4分の1以上」とすると、15割る4は3.75で、これより大きく一番近い整数で4人になる。現状、会派に所属しない議員は議長を除いて4人であるため、割合を「4分の1以上」と定めることによって、会派に所属しない議員から委員を選任するという選択肢が出てくることになる。

(委員長) 「3分の1以上」だと現状どおりで、「4分の1以上」だと会派に所属しない議員からの委員選任について、会派代表者会議で協議することになるイメージである。

(なかじま委員)

先ほど木村委員が「過去は過去として」と発言されたが、18人の議員のうち議長を除いて3人しか会派に所属しない議員がいなかった時にも、1人は委員として選任されていた。私は「6分の1以上」にするべきだと思う。6分の1にしたとしても、その中から委員として選任されるかどうかは会派代表者会議で決めるということであり、話し合いの土台に上がる基準になる数字を厳しくしすぎることは、会派に所属しない議員の排除につながる。

(事務局) 考えるポイントとしては、現状、全ての会派が2、3人で結成している。「6分の1以上」という割合は、会派に所属しない議員が3人になれば話し合いの土台に上げるという基準である。本市議会が会派制を取っていることを前提として、各会派の人数と同じ程度の割合になったら話し合いの土台に上げることとするかどうかポイントだと思う。

(副委員長) 話がずれるかもしれないが、本市議会は会派制を取り、志や考え方を同じくする議員が会派を組むことで、効率的な議会運営ができるようにしていると認識している。過去に会派に所属しない議員が多人数になり、大島委員が代表として委員を務めていたことがあったが、その立場で意見を言ったり採決に加わった場合、会派に所属しない議員全員の意思になるのか、個人の意思なのかがよく分からない。

(なかじま委員)

副委員長も過去に、同じような立場で委員を務めていたと思うが、どのようにしていたのか。

(副委員長) 当然、会派に所属しない議員で話し合った上で委員会に出席していたが、採決における1票の重みが、各会派の1票とは違うのではないかと疑問に思っていた。

(わたなべ委員外議員)

私は、事前に会派に所属しない議員4人の意見を聞いた上で、委員会に臨むようにしている。

(なかじま委員)

1回の会議で結論が出ないときには、会派に持ち帰って再度意見をまとめて

くることもあるので、会派の代表であっても会派に所属しない議員の代表であっても、1票の重みは変わらないと思う。

(委員長) 会派制を取っている上での議会運営委員会であって、持ち帰って意見をまとめてくることになったとしても、その意味合いが違う。会派に持ち帰れば、再度議論し、一定の方向性を見い出してまとめた意見となるが、会派に所属しない議員の集まりに持ち帰っても、議員それぞれの意見であって集約されたものにはならない。それで、現在は委員外議員として出席し、「このような意見がありました」という立場に留まっているのだと思う。自分も会派に所属していない時期があったので理解しているし、先ほどの副委員長の発言も同様の趣旨ではないかと思う。

まず、2(3)について諮りたい。前回の委員会で会派「翼」から、正副委員長の改正案の1文目「会派に所属しない議員については、代表1人が委員外議員として出席する。」の最後を「出席させることができる。」とした方がよいとの意見があった。それ以外に何か意見はあるか。

(わたなべ委員外議員)

会派に所属しない議員が増えると、代表1人では大変なので、複数人が出席できるようにしてほしい。

(川合委員) 1人でよい。

(大島委員) 委員会はライブ配信されているので、各議員が自覚を持って関心を持っていれば、乗り越えられることも多いと思う。

(委員長) 代表の人数は増やさないこととする。

2(3)については、正副委員長の改正案に、1文目の最後を「出席させることができる」に修正したもので決定してよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 2(4)の「3分の1以上」という割合について、各会派の意見を伺う。

(木村委員) 「3分の1以上」でよい。

(ながくて) 「3分の1以上」でよい。

(翼) 「3分の1以上」でよい。

(香流) 「6分の1以上」がよい。「3分の1以上」だと、議員定員18人のうち議長を除く17人中、6人いないと委員になれない。割合としてハードルが高すぎる。

会派制を取っているからといって、2人でも会派は組めるのに、会派に所属しない議員は6人いないと、議会の運営について決める委員会の委員になる話し合いの土台にも上がれないのはおかしい。

(大島委員) なかじま委員の意見も大事だとは思う。「4分の1以上」にすると、17人中5人になるかどうか。

(委員長) 会派「みらい」の意見としてはどうか。

(みらい) 正副委員長で改正案を作るときは、先ほど説明したとおり現状に合わせる形で「3分の1以上」としたが、どうしてもというわけではない。3分の1か、4分の1くらいがよいのではないかと思う。

(わたなべ委員外議員)

割合についてもだが、会派に所属しない議員がその人数に達しても、その後会派代表者会議で委員に選任するかどうか協議されるということで、二重の足かせがある状況である。会派に所属しない議員の権利も具体化する形でまとめてほしい。

(委員長) 会派制を取っている以上、会派を組むことを前提とした考えになる。その上で、会派に所属しない議員の権利を全排除することのないように、基準を設けようとしているのである。足かせではない。

現在の議員実数16人で計算すると、議長を除いた15人中、「3分の1以上」だと5人、「4分の1以上」だと4人、「6分の1以上」だと3人である。どの割合とするか、挙手願う。

「3分の1以上」：副委員長、川合委員、木村委員

「4分の1以上」：大島委員

「6分の1以上」：なかじま委員

(委員長) 「3分の1以上」に決定し、2(4)は正副委員長の改正案のとおりとする。

(議長) 会派に所属しない議員から委員を選任することになった場合は、委員外議員として代表の出席はしないという文言の追記は不要か。

(副委員長) 委員と委員外議員の両方の出席はないという旨を明記するかどうかということである。

(大島委員) 2(3)と(4)を一つの項目にまとめてはどうか。(3)の後に「また、」で(4)の文章をつなげればよい。

(委員長) 大島委員の意見のとおりとすることでよい。

＜異議なし＞

(委員長) 4の項目については、前回の委員会で会派「翼」から、正副委員長の改正案の「副議長は委員外議員として出席する。」を「出席することができる。」とした方がよいという意見があった。

(事務局) 以前は、副議長は副議長の職として議会運営委員会に出席していたが、全議員で実施した研修で「副議長として委員会に出席すると発言ができない」との講師からの指摘があり、副議長もきちんと発言できる立場で出席するべきだということから、委員外議員として出席することになった経緯がある。「出席することができる」という表現は、「出席してもしなくてもよい」と捉えることもできる。今までの経緯も踏まえて判断していただけるとよいと思う。

(大島委員) 出席する権利を保障しているのであって、出席することには変わりはない。

(委員長) 4については、正副委員長の改正案に、1文目の文末を「出席することができる」に修正したもので決定してよい。

＜異議なし＞

(なかじま委員)

全国的に見ると、議会運営委員会に議長や副議長が出席することが珍しいのではないかと。議長からの諮問事項を検討する場に、議長自ら出席されるケースは少ないのではないかと思います。

(大島委員) 諮問の趣旨の確認もできるし、議長は今までどおり出席していただければよいと思う。

(委員長) 市議会の要望を、議長から執行部へ伝えていただくこともあるので、今までどおり出席することで問題ない。

議会運営委員会に関する申合せ事項の改正点については、以上とする。

市議会運営上の先例の改正点については、次回の委員会の議題とする。

3 その他

(事務局) 会派控室の時間外使用について、財政課との協議の結果、公民館の開館時間に合わせて使用可能とする方向で進めている。公民館の開館時間は平日は午後9時まで、土曜日は午前9時から午後9時まで、日曜日と祝日は午前9時から午後5時までである。時間外に使用する際は、事前の届け出を条件としたいので、届け出の方法を急いで整えているところである。できるだけ早く運用を開始したいと思っている。

(わたなべ委員外議員)

時間外に使用するとき、部屋の鍵はどこで預かっているか。

(事務局) 会派控室に限っての運用を想定しているので、会派に所属しない議員については、申し訳ないが使用できない。

(委員長) 次回は令和7年12月11日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。